

修正案（令和 2 年 2 月）

※下線部分が前回からの修正箇所

地域協議会制度方針

平成 2 5 年 6 月

（令和 2 年 4 月一部改訂）

小 牧 市

地域協議会制度方針改訂の経緯

本市では、平成25年6月に「地域協議会制度方針」（以下、「制度方針」という。）を定め、地域協議会の設立推進及び活動支援を進めてきました。制度方針の制定から約6年が経過し、令和2年3月現在市内16小学校区中11小学校区において、地域協議会が設立され、それぞれの地域の課題に取り組む活動を実施しています。

また、令和元年12月には、地域協議会の設立推進、活動の活性化、市が継続的に支援をしていく根拠とすることを目的に、「小牧市地域協議会に関する条例」を公布し、令和2年4月に施行されました。

今回の制度方針の改訂では、地域協議会の設立・活動状況や、地域協議会に関する条例の制定のほか、小牧市地域協議会推進市民会議の意見等を踏まえ、必要な見直しを行うものです。

また、本方針については、小牧市地域協議会に関する条例第8条第4項に基づいて定める基本的な方針として位置付けるものとします。

令和2年4月1日

＜目次＞

※目次 未修正

1. 本市の現状と課題	P 1
1) 地域の絆力の低下	
2) 少子高齢化と人口減少の進行	
2. 設立の目的 ～地域で助け合う・支えあうための新しい仕組みづくり～ ...	P 2
3. 設立の効果	P 3
1) 意識高揚 ～誇りと愛着のある地域づくり～	
2) 相互補完 ～相乗効果を生み出す地域づくり～	
3) 課題解決 ～自ら取り組む特性を活かした地域づくり～	
4. 地域協議会の単位	P 4
5. 地域協議会のイメージ	P 5
1) 各種団体との関係	
2) 組織体制	
6. 地域協議会の役割	P 6
1) 地域づくりミーティングの開催	
2) 地域ビジョンの策定	
3) 地域づくり事業の企画・実施	
7. 区との関係性	P 7
8. 地域協議会への支援	P 8～P 11
1) 財政支援	
2) 市職員（地域パートナー）による支援	
3) 活動拠点と事務員	
9. 地域協議会の委員	P 12
10. 地域活動ポイント制度	P 12
11. 地域協議会の規約	P 13
12. その他	P 13
1) 備品購入について	
2) 車両の取り扱いについて	
13. 設立スケジュール	P 14

1. 本市の現状と課題

1) 地域の^{きずなりよく}絆¹力の低下

近年、都市化の進展やライフスタイルの変化、社会構造や価値観などの多様化による核家族化や共働き世帯・外国人市民の増加、プライバシーや個人情報に対する意識の高まりなどにより、地域住民同士の交流が減少し、様々な地域課題が発生しています。

この要因として、

- ~~核家族化や共働き世帯・外国人市民の増加などによる社会構造の変化~~
 - ~~ライフスタイルの変化~~
 - ~~自らの価値観を大切に行動する傾向の強まり~~
 - ~~プライバシーや個人情報に対する意識の高まり~~
- などが挙げられます。

具体的には、

- 地域活動に対する参加率や参加意識の低下
 - 地域を支える地縁組織の組織力の低下
 - 地域での子どもの見守りやはぐくみなど「地域の教育力」の低下
 - 自助・共助による災害や犯罪への備え不足
 - 気軽に悩みを相談したり、助け合う近所づきあい関係の低下
 - 増えていく外国人市民との交流や共生についての理解不足
- などが挙げられ、地域が本来もっている相互扶助の機能すなわち“絆力”が低下傾向にあります。

本市の地域自治の基礎となる区（自治会）では、防犯灯やごみ集積場の設置・維持管理、また、夏祭りや防災訓練の開催など、様々な活動が行われています。

しかしながら、区（自治会）の加入率は、現在、80%を超えているものの、年々、低下傾向にあります。

また、「役員のなり手不足」や「行事を開催しても特定の人しか参加しない」などの悩みを抱えている区（自治会）も少なくありません。

さらに、区（自治会）に限らず老人会や子ども会など、既存の各種団体についても役員の固定化や会員の減少などといった問題から組織力が低下しつつあります。

その一方で、平成23年3月の東日本大震災や平成28年4月の熊本地震、平成30年7月の西日本豪雨、令和元年10月の台風19号による豪雨災害などの大規模災害が各地で発生しており、地域ぐるみの相互扶助の重要性が見直されています。南海トラフ巨大地震などの大規模地震の発生が危惧されるこの地方においても、日頃から地域の絆を育むことの必要性が高まっています。

¹ 東日本大震災を受けて、災害時の避難や救護などの対応を行うには、日頃からの人と人とのつながりが大切ということで、広まってきた言葉です。

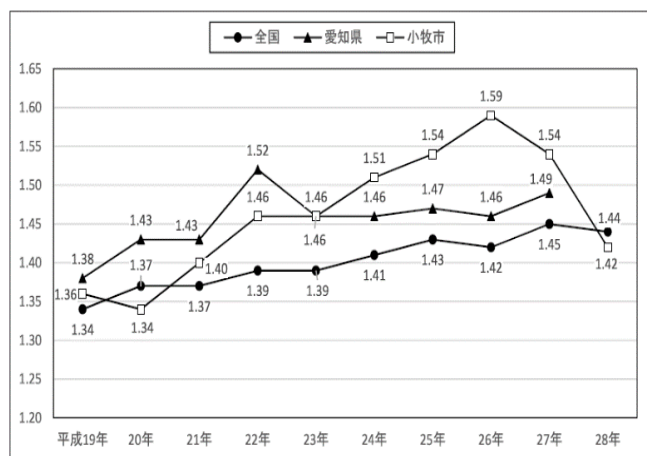
2) 少子高齢化と人口減少の進行

平成19年以降の本市の合計特殊出生率をみると、平成19年の1.36から平成26年の1.59まで概ね増加傾向で推移したのち、平成27年に1.54、平成28年に1.42と平成27年以降は減少傾向で推移しています。

なお、平成24年から平成27年までは、本市の合計特殊出生率は全国・愛知県よりも高い水準で推移していましたが、平成28年における本市の合計特殊出生率は1.42と全国の1.44より低くなっています。

また、平成29年1月1日現在の年齢階層別の人口構成比は、0～14歳の年少人口が14.0%、15～64歳の生産年齢人口が61.6%、65歳以上の老年人口が24.4%、75歳以上人口が10.5%となっています。平成9年と比較すると、年少人口、生産年齢人口は大幅に減少しており、老年人口は約3倍に増えていることがわかります。

合計特殊出生率の推移※①



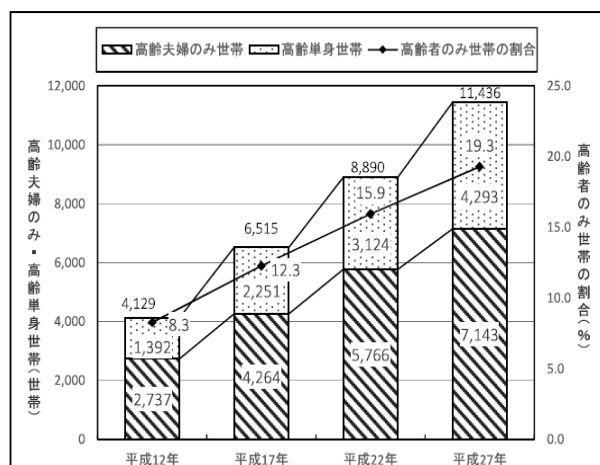
年齢階層別人口の推移※①

		平成9年	平成14年	平成19年	平成24年	平成29年
年少人口 (0～14歳)	実数(人)	23,508	22,714	22,256	21,664	20,352
	増減数(人)	—	▲ 794	▲ 458	▲ 592	▲ 1,312
	増減率(%)	—	▲ 3.4	▲ 2.0	▲ 2.7	▲ 6.1
	構成比(%)	17.2	16.1	15.5	14.9	14.0
生産年齢人口 (15～64歳)	実数(人)	99,860	100,441	98,068	95,118	89,698
	増減数(人)	—	581	▲ 2,373	▲ 2,950	▲ 5,420
	増減率(%)	—	0.6	▲ 2.4	▲ 3.0	▲ 5.7
	構成比(%)	73.1	71.4	68.2	65.2	61.6
老年人口 (65歳以上)	実数(人)	13,191	17,560	23,383	29,072	35,457
	増減数(人)	—	4,369	5,823	5,689	6,385
	増減率(%)	—	33.1	33.2	24.3	22.0
	構成比(%)	9.7	12.5	16.3	19.9	24.4
うち 75歳以上	実数(人)	4,787	6,351	8,523	11,505	15,346
	増減数(人)	—	1,564	2,172	2,982	3,841
	増減率(%)	—	32.7	34.2	35.0	33.4
	構成比(%)	3.5	4.5	5.9	7.9	10.5

さらに平成17年以降の高齢者のみ世帯の推移をみると、一貫して高い伸びを続けており、平成27年では、11,436世帯で平成12年の4,129世帯と比べ、約2.8倍と大きく増加しています。一般世帯総数に占める高齢者のみ世帯の割合は19.3%となっています。

高齢化や核家族化が進み、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増えていくと、災害や介護に対する不安の高まりや、日常生活における困りごとが増えるなど、様々な問題が深刻化していくことが懸念されます。

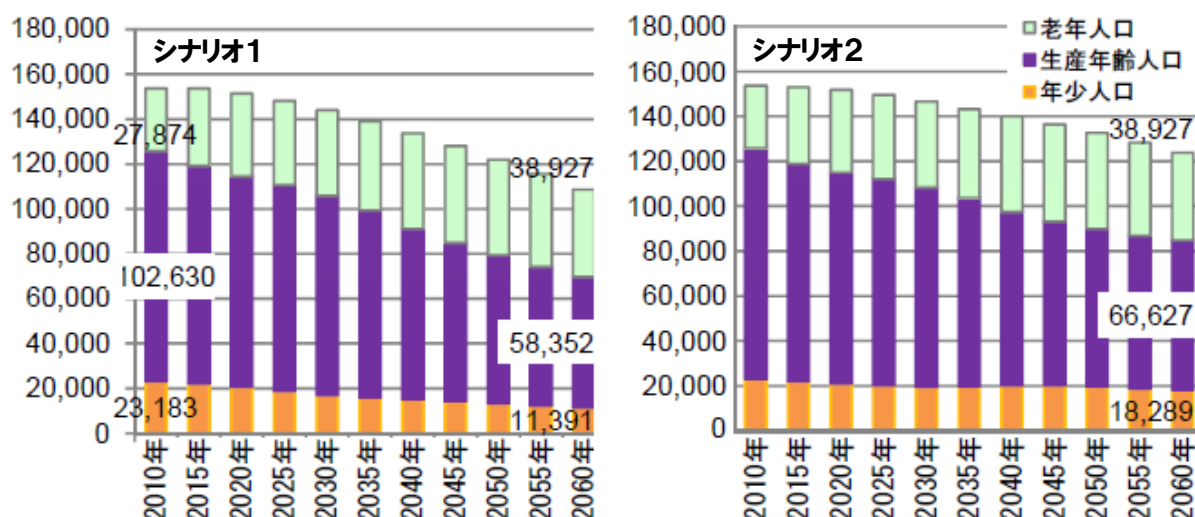
高齢者のみ世帯の推移※①



小牧市人口ビジョンでは、人口減少施策を実施しなかった場合（シナリオ1）と、目指すべき将来の方向に沿った今後の施策の効果が表れた場合（シナリオ2）で将来人口推計を示しています。

その推計でもわかるように、少子化の進行により生産年齢人口（働き世代の人口）が減少するため税収も減少する一方で、高齢化が進行するため高齢者福祉などにかかる福祉関連経費の増加が予想されます。

年齢3区分別 将来人口推計※②



出典：①小牧市まちづくり推進計画 基礎調査報告書（平成30年11月）

②小牧市人口ビジョンまち・ひと・しごと総合戦略（平成27～31年度）

2. 設立の目的 ～地域で支え合う・助け合うための新しい仕組みづくり～

このように、「地域の絆力の低下」や「人口減少と少子高齢化の同時進行」により、近い将来、行政の力だけでは、「安心して暮らし続けられる地域づくり」が困難になることが予想されています。

地域協議会など新しいコミュニティづくりの取組みは、合併、財政のひっ迫や自治会加入率の低下を背景に、全国の自治体で先進的に取り組まれています、組織が立ち上がり、活動が軌道に乗るまでに相当の時間を要しているのが現状です。

そのため、本市に活力のある今のうちから、「**地域で支え合う・助け合うための新しい仕組みづくり**」に取り組む必要があります。

本市の地域協議会は、区（自治会）をはじめ、既存の地域団体の活動の実態を十分踏まえながら、次ページの効果を発揮する組織とします。

3. 設立の効果

1) 意識醸成 ～誇りと愛着のある地域づくり～

区をはじめとする各種地域団体や地域で活動している地域住民が、話し合いや交流を通じて、自らの地域課題を抽出し、解決に向けて自ら取組むことにより地域への誇りや愛着心を醸成します。

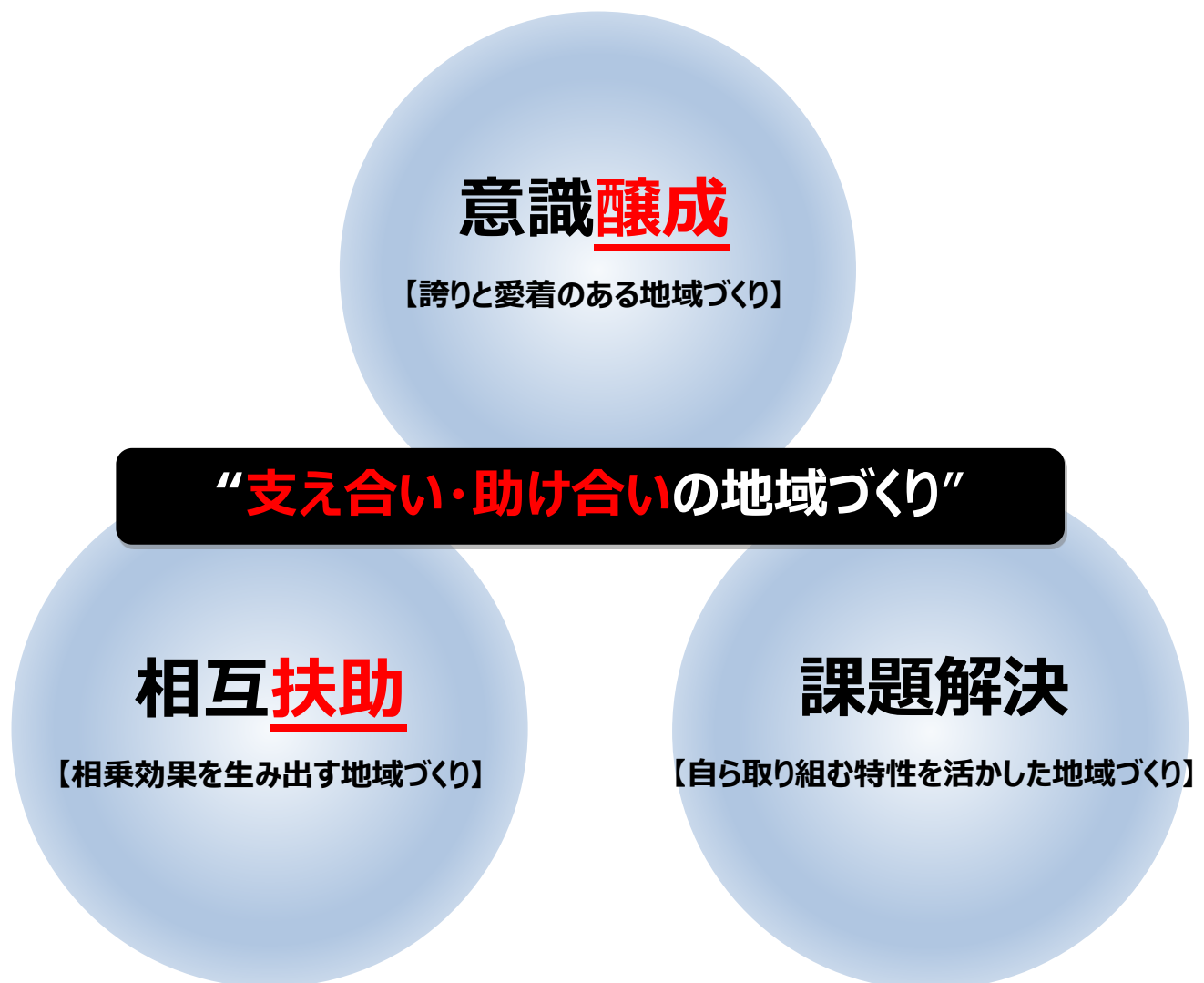
2) 相互扶助 ～相乗効果を生み出す地域づくり～

区、老人会、子ども会、PTAなどの各種地域団体や、民生児童委員、保健連絡員、小・中・高校生などのボランティア、企業などの地域を支える団体・個人が、相互に助け合い、力を合わせることで、相乗効果を生み出します。

3) 課題解決 ～自ら取り組む特性を活かした地域づくり～

画一的、均一的なサービスが求められる行政では取組みが困難な事業や、既存組織では対応が難しい地域課題に対して、区よりも一回り大きな単位で、効率的・効果的に地域活動を展開していきます。

『想定される効果のイメージ』



4. 地域協議会の区域・名称

地域協議会の区域は、区より一回り大きい「小学校区」を単位とします。

小学校区を単位とするメリットは次のとおりです。

- 範囲が分かりやすく、「自分の地域」という意識を持ちやすい。
- 子どもとその父母世代、祖父母世代の「三世代のつながり」が期待できる。
- 小学校との連携が図りやすい。

ただし、区と小学校区との境界が一致していない地域（区境が2つの小学校区にまたがっている区）では、区長が必ずしも2つの学区両方ともに関わるのではなく、場合によっては区長以外の方が各協議会に参加して区との調整をしたり、区民の方は、普段から馴染みのある学区の行事に参加するなど、地域の実情に合った運用を柔軟に行うこととします。

また、既にコミュニティ組織が活発に活動している地域（西部・南部コミュニティ運営協議会、三ッ渚学区コミュニティ推進協議会）については、区やその他既存の組織と十分に調整を図ります。

地域協議会の名称については、当該地域協議会を設置する小学校区名を冠するものとします。なお、地域における特色、既存団体の名称等を考慮し、通称名を設けることができます。

参考:『組織単位別のメリット・デメリット』

組織単位		メリット	デメリット
地区区長会 （6地区）	規模大	・地区区長会の単位であり、地区会長を中心に既に組織化されている。 ・地域包括支援センターや民生児童委員など福祉関係の単位と概ね一致している。	・地区内に複数の学校が存在するため学校との連携が図りづらい。 ・区をはじめ、老人会、子ども会などの既存団体が多いため組織が大きくなる。 ・住民にとって範囲がわかりづらい。 ・範囲が広い。
中学校区 （9校区）		・範囲が分かりやすい。 ・中学校との連携が図れる。 ・青少年健全育成会活動など、中学校区を単位とした活動と連携しやすい。 ・南部・西部コミュニティの範囲と概ね一致する。 ・<u>総合防災訓練が実施されている。</u>	・区との境界が不一致。 ・学校区内の各地域で課題が異なる。 ・範囲が広い。 ・子ども会やスポーツ振興会など小学校単位で活動している団体が中学校区単位に分かれるなど参加しにくい。
小学校区 （16校区）		・区の次に広い範囲でわかりやすい。 ・小学校との連携が図れる。 ・子ども会やスポーツ振興会の単位と一致する。 ・子どもを核に3世代が繋がる。 ・子どもが歩いていける範囲である。 ・地域福祉活動計画の単位と一致する。 ・<u>小学校区防災訓練が実施されている。</u>	・区との境界が不一致。 ・南部・西部コミュニティが分割される。 ・学校区内の各地域で課題が異なる。
複数の区		・既存の区を中心に、区の境界に合わせて組織化できる。	・区の判断で自主的につながる必要があり、全時的な整合が図りにくい。 ・規模の大小の差が大きくなり、また空白地域が生ずる懸念がある。
区 （129区）	小		

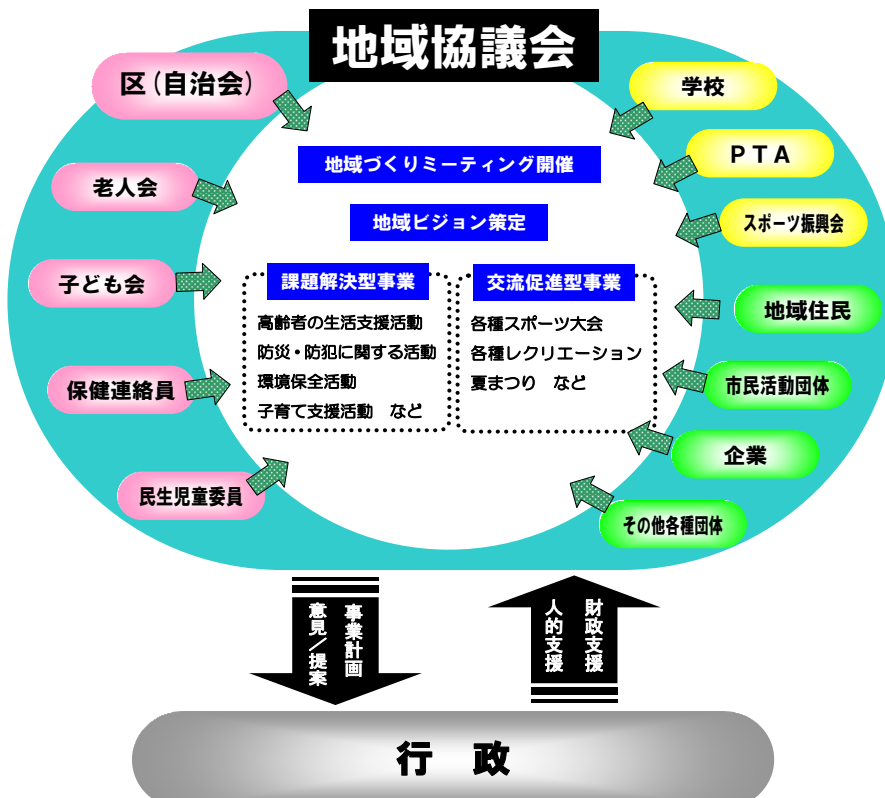
5

5. 地域協議会のイメージ

地域協議会は、区をはじめ、地域の各種団体や住民が連携協力し、様々な分野で地域課題の解決などに向けて、知恵と力を出し合っていく組織です。

なお、組織イメージは、あくまでも例示であり、参加団体や役員構成、部会などは、それぞれの地域協議会の話し合いの中で決めていきます。

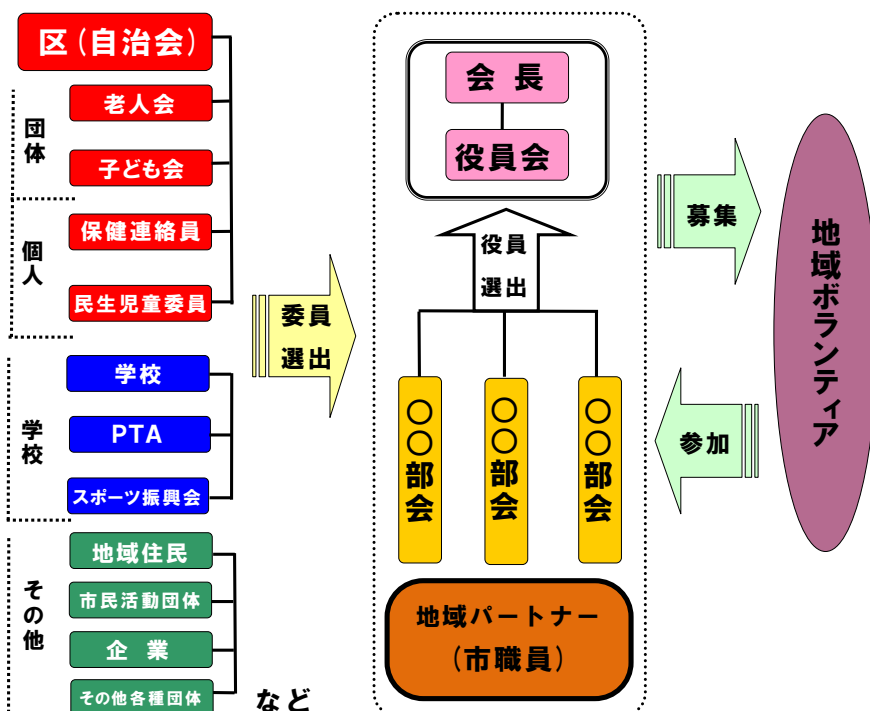
1) 各種団体との関係



区や地域の各種団体は、地域協議会の構成団体として地域協議会に参加し、地域の情報共有を図るとともに地域課題の解決に向けて取組めます。

行政は、地域協議会での取組みに対して、人的支援や財政支援を行います。

2) 組織体制



各団体から選出された委員により、地域協議会の役員会や、地域課題の分野ごとに部会を組織し、事業を企画・実施します。

なお、「地域パートナー」として市職員も会議に参加し、情報提供などの支援を行います。

また、事業実施に協力していただくボランティアが集まるような仕組みを構築していきます。

6. 地域協議会の活動

地域協議会は、次に掲げる活動を行います。

1) 地域づくりミーティングの開催

支え合い・助け合いの地域づくりを行うためには、まずは地域住民が自分たちの地域のことをよく知り、地域の強みや弱みを皆で共有することが重要です。

地域の様々な団体や多様な世代の住民が一堂に会し、自らの地域の特性、課題やその解決策、将来の方向性などについて意見交換をする場となる「地域づくりミーティング」を開催します。

2) 地域ビジョンの策定

地域づくりミーティングの話し合いの中で、地域の課題を抽出します。

そして、その解決に向け、みんなでつくる地域の将来像や課題解決の方策などをまとめた「地域ビジョン」を策定し、地域全体で共有します。

3) 地域づくり事業の企画・実施

地域ビジョンに掲げた課題解決の方策に基づき、協議会が実施する様々な事業を「地域づくり事業」と位置付け、企画・実施します。

地域づくり事業は、次の2つのどちらかに位置付けます。

① 課題解決型事業

様々な地域の課題解決のために実施する各種事業を企画・実施します。

例：高齢者の生活支援活動、防災・防犯に関する活動、環境保全活動 など

② 交流促進型事業

地域住民が顔を合わせ交流し、つながりを深めるために実施する各種イベントを企画・実施します。

例：各種スポーツ大会、各種レクリエーション、夏まつり など

なお、事業の企画にあたっては、必ずしも全てを地域協議会の事業として立ち上げる必要はなく、各区や地域団体が実施している既存の事業の現状を踏まえつつ、必要に応じて市、他の地域協議会、各種団体等と協力し、合同事業として企画・実施するなど、より効率的・効果的な実施方法等についても地域で話し合います。

また、事業の実施にあたっては、その内容についてチラシやホームページなどを使い、地域住民に積極的に周知することで地域協議会の活動を知っていただき、協議会の認知度を高めるように努めるものとします。

7. 地域協議会・区・市の関係性

地域住民にとって、一番身近な自治組織である区は、地域の成り立ちや歴史的な積み重ねの中で、地域の人と人、地域と人、さらには地域と行政をつなぐ地域活動の核として、地域活動の核として地域づくりに大きな役割を果たしています。

しかしながら、地域のつながりの希薄化、地域活動に対する意識の変化などにより、役員の担い手不足や、各種行事への参加者数の減少、さらに少子高齢化の進行や高齢単身世帯の増加などによる社会的な変化の中で、従来の区の枠組みでは、将来的に対応が難しくなる課題が出てくることも想定されます。

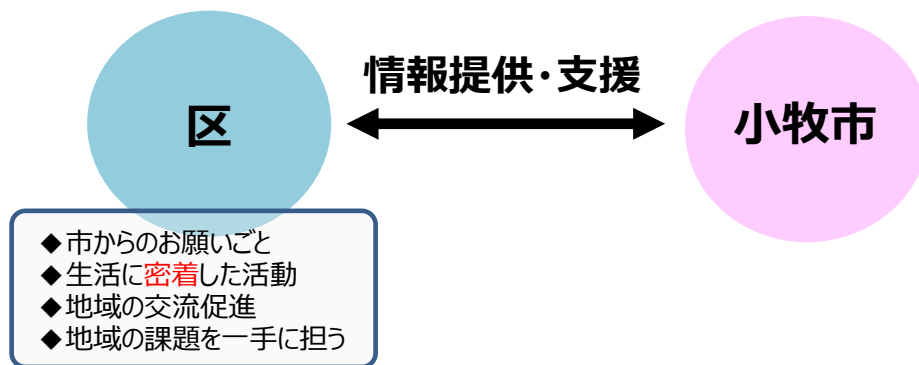
これらの課題に対して、区より一回り大きな単位で取組む方が効率的な業務（**広域効率業務**）がある一方、従来の区や自治会単位で取組んだ方が、きめ細かに対応できる業務（**狭域有効業務**）があると考えられます。

区と地域協議会は、お互いに知恵を出し合いながら課題解決に向けて取り組んでいく「支え合い・助け合いの地域づくり」を目指す主体として、相互に連携・協力・補完する関係を築くものであり、従来の区のあり方について、変更を求めるものではありません。

市は、地域協議会に対して、「小牧市地域協議会に関する条例」に基づく認定を行います。また、地域協議会の事業の展開や交付金の活用などについて、提案や助言を行うことができます。

なお、市は区と地域協議会に必要な情報の提供や支援を行います。

これまで



これから



8. 地域協議会の委員

地域協議会の委員構成については、区と十分に連携を図りつつ地域の人材が参加できるよう、次のとおり共通ルールを定めます。

- (1) 地域協議会の委員定数については、地域の実情や自主性を鑑み、特に上限は設定せず、各地域協議会で定めることとします。
- (2) 区と地域協議会の連携を図るため、**各区から原則 1 名以上の委員を選出されるよう努めることとします。**
- (3) 委員を決定する際は、各種団体からの選出委員のほか、必ず地域内で公募委員の募集を行うこととします。なお、募集人数は各地域協議会で定めることとします。
- (4) **地域協議会には、地域活動に興味のある方であれば、どなたでも参加することができるものとします。**
- (5) 代表者の任期は、**原則 2 年**とし、再任を妨げないこととします。
- (6) 委員活動費（上限あり）の配分方法は、各地域協議会で定めることとし、年度途中で委員の加入・脱退があった場合は、月割りで算出します。

9. 小牧市地域協議会に関する条例について

地域協議会の設立推進と地域協議会の活動の活性化、市が地域協議会に対して継続的に支援をしていく根拠とすることを目的に、令和元年12月に「小牧市地域協議会に関する条例」（以下、条例とします。）を公布し、令和2年4月に施行されました。条例では、以下のとおり地域協議会の定義などを定めています。

1) 条例の概要

見出し	主な内容
第1条) 趣 旨	小牧市自治基本条例第14条第1項に規定する地域自治組織のうち、地域協議会に関し必要な事項を定めるものとします。
第2条) 区 域	概ね小学校区単位とします。1小学校区に1団体設立できます。
第3条) 構成員	構成員は、当該小学校区内の市民とします。市民とは、「市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は市内で活動し、若しくは事業を行う個人、法人若しくは団体」を言います。
第4条) 認 定	市長の認定を受けた団体とします。認定の要件は下記のとおりです。 要件1 名称、事務所の所在地、代表者及び役員の選出方法及びその役割、予算の決定及び決算の報告、規約の制定改廃方法その他必要な事項について、規約を定めていること。 要件2 代表者及び役員の選出及び運営が、規約及び市長が定める基準に基づき公正に行われていること。 要件3 区域内の市民が、当該地域協議会の活動に自由に参加することができること。
第5条) 名 称	地域協議会の名称は、当該地域協議会を設置する小学校区名を冠するものとします。また、地域における特色、既存団体の名称等を考慮し、通称名を設けることができます。
第6条) 活 動	地域協議会は、次の活動を行うものとして、以下のとおり定めます。 (1) 地域の課題に関する話し合い (2) 地域づくりの目標等をまとめた計画の策定 (3) 地域の課題解決に関する事業の企画・実施 (4) 区域内の市民の交流促進に関する事業の企画・実施 (5) その他地域協議会の目的を達成するために必要な事業 また、地域協議会は、区域内の市民に対し、活動への参画の啓発及び活動に関する情報提供に努めるものとし、市や他の地域協議会、団体と相互に連携及び協力することができるものとします。

見出し	主な内容
第7条) 宗教的活動 等の禁止	地域協議会がしてはならない活動として、以下のとおり定めます。 (1) 宗教的活動 (2) 政治的活動 (3) 特定の個人又は団体が利益を受ける活動 (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある活動
第8条) 市の支援等	市は、地域協議会及び地域協議会設立準備委員会（地域協議会を設立するために発足される準備組織）に対して、財政支援・人的支援等を行います。 <u>併せて、市は地域協議会及び地域協議会設立準備委員会に対して、提案や助言をすることができます。</u> <u>また、市の支援、提案、助言をするための基本的な方針を定めるものとしします。</u>
第9条) 認定の 取り消し	地域協議会の認定要件に該当しなくなった場合、又は活動してはならない活動を実施したと認められる場合には、認定を取消することができるものとしします。
第10条) 規則への 委任	条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

2) 条例施行規則

条例に施行規則を設けて、認定手続きなどを含めた詳細な内容を定めています。なお、規則に定める地域協議会の活動段階については、「10 地域協議会の活動段階」にて解説します。

① 認定申請

条例に基づき、地域協議会は市の認定を受けることになります。条例施行後に地域協議会を設立される小学校区においては、設立総会後に、地域協議会認定申請書を提出することになります。条例施行前に設立された地域協議会においても、条例施行後に認定の手続きを行います。

認定を受けるためには、地域協議会認定申請書に以下の書類を添付して、市へ提出する必要があります。提出された認定申請書に基づき、市は地域協議会認定可否決定通知書を地域協議会に送付し、正式に認定されたこととなります。

(1) 次に掲げる事項を規定した規約

- ア 団体の名称及び主たる事務所の所在地
- イ 目的及びこれを達成するための事業に関する事。
- ウ 意思決定に係る手続に関する事。
- エ 代表者及び役員を選出方法及びその役割に関する事。
- オ 予算の決定及び決算の報告に関する事。
- カ 規約の制定改廃に関する事。

キ その他団体の運営に関すること。

(2) 役員名簿

(3) 事業計画書及び収支予算書

(4) その他市長が必要と認める書類

② 年次報告

地域協議会は、毎年度市長が定める期日（５月３１日）までに「地域協議会活動実績報告書」に、次に掲げる書類を添付して、市に提出するものとします。

(1) 前年度の事業報告書及び収支決算書

(2) 当該年度の事業計画書及び収支予算書

(3) 前２号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

なお、(1)～(3)の内容が含まれていれば、総会資料をそのまま添付していただいても差し支えありません。

③ 変更等の届出

地域協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、地域協議会認定事項変更届に変更内容を証する書類を添付して、市長に提出しなければなりません。

(1) 地域協議会の代表者を変更したとき。

(2) 地域協議会の規約を変更したとき。

(3) その他市長が必要と認める事由

また、地域協議会が解散したときは、解散した日から起算して１０日以内に地域協議会解散届を市に提出しなければなりません。

④ 認定の取り消し

地域協議会が、認定要件を満たさなくなった、又はしてはならない活動をしたと認められた場合で、条例第９条の規定による認定の取消しを行うときは、地域協議会認定取消通知書により、当該地域協議会の代表者に通知するものとします。

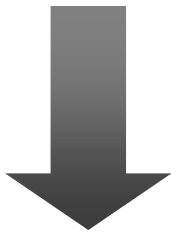
仮に、認定取り消しをされた地域協議会が再び要件を満たすと認められれば、市と十分調整したうえで再度認定することも可能とします。

3) 設立の流れについて

地域協議会は、全市域での設立を目指しますが、一斉に設立するのではなく、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という課題解決に向けた機運が盛り上がった地域から、順次、設立することとします。

地域協議会の設立に向けたスケジュールは概ね次のとおりですが、具体的には地域ごとの協議により決定していきます。

① 地域協議会設立に向けた機運醸成・設立準備



- ・地域活動や地域課題の現状を踏まえ、区を中心に各種団体が集まり、地域協議会の設立準備委員会を設置します。
- ・設立準備委員会は、地域協議会の必要性や活動の方向性などについて協議し、広く参加を呼びかけます。
- ・準備委員会において、組織の役員構成、規約、スケジュールなどを検討します。市も設立に向けた情報やノウハウを積極的に提供します。

② 設立総会



- ・自主的・自立的な組織として地域全体の発意により設立します。

③ 認定手続き



- ・小牧市地域協議会に関する条例に基づき、市に認定申請（P8 参照）を行います。市は、認定申請に基づき認定可否決定通知書を協議会に送付します。

④ 地域住民の意識の醸成



- ・地域活動の紹介や地域での話し合い、先進事例の学習などを行う中で地域住民の自治意識を高めます。

⑤ 「地域づくりミーティング」を開催し、「地域ビジョン」を策定



- ・地域での話し合いの中から地域課題を抽出し、その解決に向け、地域の将来像や課題解決の方策を示した「地域ビジョン」を策定します。

⑥ 「地域づくり事業」を企画し、「地域助け合い交付金」を申請



- ・地域ビジョンに基づく「地域づくり事業」を企画し、その財源となる「地域助け合い交付金」を市に申請します。

⑦ 地域づくり事業の実施

- ・「地域助け合い交付金」を財源に事業を実施します。

10. 地域協議会の活動段階について

1) 活動段階

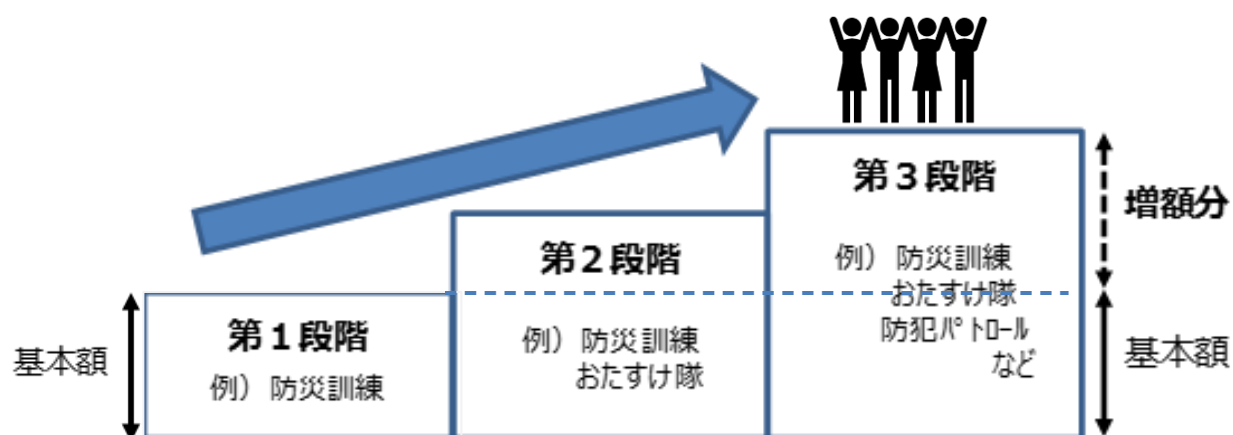
施行規則に、地域協議会の活動を促進させるための一つの目安として活動段階を定めています。

また、地域協議会の活動の活性化、意欲向上につなげていくため、地域協議会に交付する「地域助け合い交付金」に基本額を設定し、活動段階に応じて一定の割合を乗じて増額していくものとします。

詳細は、「地域助け合い交付金ガイドブック」にて記載します。

段階	活動内容	上限額
第1段階	課題解決型事業のうち福祉に関する課題を解決するために実施する事業（以下「福祉分野の事業」という。）の1事業の実施又は福祉分野の事業を除く課題解決型事業の1事業以上の実施	地域づくり事業費 基本額 × 100 分の 100
第2段階	福祉分野の事業1事業を含む課題解決型事業の2事業の実施	地域づくり事業費 基本額 × 100 分の 150
第3段階	福祉分野の事業1事業を含む課題解決型事業の3事業の実施	地域づくり事業費 基本額 × 100 分の 200

【イメージ図】



2) 課題解決型事業

「課題解決型事業」とは、「6. 地域協議会の活動」に記載されている事業で、以下の表において主な内容を例示します。複数の分野にまたがる課題がどの分野にあたるかわからない場合は、必要に応じて市と協議するものとします。

番号	地域の課題	主な課題解決型事業
1	福祉に関する課題	<u>(※「3 福祉分野の事業」にて解説します。)</u>
2	防災に関する課題	学区防災訓練、避難所運営マニュアルの作成、防災備蓄品の整備 等
3	防犯に関する課題	交通安全の見守り活動、夜間パトロール 等
4	環境に関する課題	清掃活動、草刈り、花植え 等
5	青少年健全育成に関する課題	児童の登下校の見守り、あいさつ運動 等
6	地域文化に関する課題	地域の歴史や風土の学習や広報活動、伝統芸能の保存 等
<u>7</u>	<u>多文化共生に関する課題</u>	<u>日本人と外国人の相互理解を進めるための事業（勉強会、交流会等）</u>
8	その他地域の課題	上記以外の解決すべき課題に対して実施する事業 <u>(※必要に応じて、市と協議するものとします。)</u>

【課題解決型事業の活動写真（例）】



▲高齢者の生活支援



▲学区防災訓練



▲下校児童の見守り



▲除草作業

3) 福祉分野の事業

福祉分野の事業とは、小学校区で行う高齢者などを支え合い、助け合う事業を示しており、以下の通り主な内容を例示します。地域協議会が中心となって、「ご近所福祉ネットワーク（地域協議会の福祉部会）」²の中で、小学校区でできることを整理して行います。

番号	目的	事業名	主な内容
1	生活支援	★おたすけ隊などによる困りごと支援	ごみ出し支援、庭木の剪定、家具移動などのちょっとした困りごと支援
		★送迎支援	サロンや買い物などに向かうときの送迎支援
		子ども食堂	地域の子どもたちに食事を提供する場の創設
2	災害時に備えた支援	★避難行動要支援者の見守り・支援	避難行動要支援者台帳を活用した見守りや避難訓練、防災訓練
3	集い・見守り健康づくり	サロン連絡会	小学校区内でのサロン代表者による連絡会議
		サロン・認知症カフェ	地域の方が集まれる場の提供
		体操教室	健康づくりのための体操教室
4	その他	福祉に関する講演会	有識者などによる講演会
		その他の事業	上記以外の事業 (※必要に応じて、市と協議するものとします。)

※ 特に地域協議会に取り組んでいただきたい事業については「★」をつけています。

参考 こまき支え合いいきいきポイント制度

介護施設やサロンでのお手伝い、高齢者の生活支援などの活動を通じて、地域の支え合いの輪を広げることを目的に平成29年10月から始まった制度です。

「介護施設ポイント」と「地域ポイント」、「サロンポイント」の3種類のポイントを貯めることができ、貯めたポイントは市内限定商品券と交換ができます。

福祉に関する課題解決型事業として、地域協議会が高齢者の生活支援活動をする場合には「地域ポイント」を活用することができます。篠岡小学校区と味岡小学校区では、それぞれ「おたすけ隊」を結成し、実際に活動を行っています。



▲しのおか おたすけ隊
(庭木の剪定)



▲あじおか おたすけ隊
(センサーライトの取付け)



▲ポイント手帳
(支え合いいきいきポイント制度)

² 第3次小牧市地域福祉計画・第3次小牧市地域福祉活動計画に規定されている、地域で活動する団体・地域資源の情報集約化・提供、活動する人や住民同士の小学校区単位でのネットワークのことをいいます。

11. 地域協議会への支援

地域協議会が、地域の課題の解決に継続的・安定的に取り組むため、市は次のとおり活動への支援を行います。ただし、支援については、定期的に検証し必要な改善を行うなど柔軟に対応します。

1) 財政支援

地域協議会が地域の課題解決に自ら取り組む事業に要する経費や、継続的な活動を担保するための運営経費として活用できる「地域助け合い交付金」による財政支援を行います。

●**予算** 地域協議会が全地域で設立され、全ての地域協議会の活動段階が第3段階まで到達した場合の総額を、市民税の約1%相当額（約1億円）とします。

●**交付先** 市の認定を受けた各地域協議会に対して交付するものとします。

●**内 訳** 下表のとおりとします。

地域 助け 合い 交 付 金	交付金の分類		内 容	交付額	備考
	① 地域づくり事業費	課題解決型事業費	地域の課題解決のために実施する事業	基本額（（均等割100万円＋各小学校区の人口割@260円）÷2）×活動段階における割合	交付額から交流促進事業費を引いた額
		交流促進型事業費	地域住民の交流を促進するために実施するイベントなどの事業		交付額の30%以内
	② 運営経費	協議会運営経費	各種消耗品、通信運搬費、会議時の飲み物代等、協議会の運営に要する経費	50万円	
		事務員人件費	事務員の雇用に必要な人件費	180万円	市の臨時職員の単価に準じます。
		委員活動費	協議会の委員に対する活動費	（区の数×3＋10人）×1万2千円 を上限とし、協議会へ一括交付 ※実際の委員数が上限以内の場合には実際の委員数×1万2千円を交付します。 ※上限額を超えた場合には、上限額までしか交付しません。	

<参考>

① 地域づくり事業費基本額

基本額は、設立された地域協議会の活動状況や決算額、事業実績などを考慮し、設定するもので、均等割の金額と各小学校区の人口に単価を合わせた人口割の合計額の2分の1とします。(均等割100万円+人口割(@260円×学区人口))

② 地域づくり事業費総額：約5,600万円

@定額100万円 × 16小学校区 = 1,600万円(均等割)
+ @約260円 × 約15.3万人 = 約4,000万円(人口割)
約5,600万円(地域づくり事業費)

例：人口規模1万人の地域協議会の場合（第1段階の場合）

<地域づくり事業費>

基本額（（均等割100万円+人口割(@260円×1万人)）÷2）= 180万円※

<交流促進型事業費>

180万円×30%=54万円

※ この金額に、活動段階に応じて一定割合を掛け合わせます。

③ 運営経費総額：約4,400万円

@定額 50万円×16小学校区 = 800万円(協議会運営経費)
@定額180万円×16小学校区 = 2,880万円(事務員人件費)
+ @1万2千円×委員数(上限あり) = 約663万円(委員活動費)
約4,343万円(運営経費)

■人口割単価の算出根拠について

1億円(地域助け合い交付金総額)－4,400万円(運営経費総額)－1,600万円(地域づくり事業費均等割総額)＝4,000万円
4,000万円÷153,000人(人口)＝@260円

■事務員人件費について

1協議会あたり1人工分の180万円とします。
1人工分(時給960円×7.5時間×250日)＝180万円

■委員活動費の上限数の算出根拠について

区の数×3<区、子ども会、老人会>+10<民生児童委員、保健連絡員、交通委員、スポーツ振興会、PTA、公募、その他4名>

●交付のルール

- (1) 各地域協議会は、活動段階に応じた翌年度の事業計画・予算を作成します。その内容について精査したうえで、市は予算化し、市議会の議決を経て、翌年度交付します。また、地域協議会推進市民会議で、それぞれの地域協議会が当該年度に実施した事業や翌年度の事業計画等について報告し、意見をもらうものとします。

当該年度					翌年度				
協議会		市	市	市議会	市	協議会	市	推進市民会議	
事業計画に基づき経費算出	➡	事業計画精査	➡	交付金予算化	➡	予算議決	➡	交付金交付	➡
						事業実施	➡	残金返還	➡
								事業報告意見聴取	

- (2) 事業実施の結果、交付金に不足を生じても追加交付しません。また、余剰金が生じた場合は、市に返還します。
- (3) 交付金の使途については、広く公開し、透明性を確保します。
- (4) 人口算定の基準は前年度の4月1日とします。
- (5) 交付金の対象とならない事業は次のとおりとします。

~~□ 政治活動・宗教活動・営利を目的とした事業~~

- 国・地方公共団体および公益法人から他の制度による助成を受けている、または、受ける予定のある事業

~~□ 特定の個人や団体が利益を受け、公益性がない事業~~

- 施設建設工事や道路築造工事、カーブミラー設置工事等のハード事業
- 予算が組織の運営経費に充てられている、または、物品購入のみが目的で、事業性がない事業

~~□ 公序良俗に反する事業~~

- 市の条例や規則のほか、関係法令等に違反する恐れのある事業
- その他、市が交付金の使途として不適切と認めた事業

●その他

(1) 地域協議会設立準備事業費

地域協議会を設立する前の段階で、事前協議や調整を行う設立準備委員会に対し、地域協議会の設立準備に伴う諸経費（地域協議会印、総会に必要なお茶代、印刷製本費等）として、10万円を限度に交付します。

(2) 地域協議会事務所開設準備事業費

必要に応じて1回限り、地域協議会の事務所設置に伴う諸経費（机、椅子、電話、パソコン、プリンター購入費など）として、50万円を限度に交付します。

- (3) 上記の備品については、地域協議会で管理を行います。

2) 市職員（地域パートナー）による支援

地域協議会の運営を円滑かつ効率的に進め、自主的・自立的な活動を促進するとともに、地域と市職員が互いに信頼関係を醸成し、協働した地域づくりを推進するため、通常業務と兼務した形で、市職員（地域パートナー）が地域協議会を支援します。

支援の職員数は複数とし、期間をずらすなどして、地域協議会の活動の継続性や発展性を確保できるよう工夫します。また、市職員の連絡会議を随時開催することにより、地域協議会^間の情報共有を行い、連携を深めるとともに、市職員の資質向上を図ります。また、地域パートナーによる支援は、設立準備委員会の段階から可能となります。

市職員の主な役割は次のとおりです。

- 地域協議会で実施される会議等への出席
- 地域ビジョン策定への参画
- 地域づくり事業の企画立案に関する支援
- 地域協議会の運営や活動への助言

3) 活動拠点と事務員

地域協議会に多くの地域団体や住民が参画し、継続的に交流や情報交換を行い、様々な地域活動を行うためには、会議室や事務所などを備えた活動拠点や資材等の保管場所、事務員の配置が必要です。

① 活動拠点

活動拠点については、当面の間、市民センターや地区会館などの既存の公共施設を活用します。また、将来的には小学校の余裕教室の活用も検討していきます。

② 資材倉庫

地域協議会の活動に必要な資材を保管するための倉庫を、小学校等の敷地内に設置します。

③ 事務員

地域協議会の様々な庶務事務や経理、各団体との連絡調整を行うため、地域助け合い交付金に事務員の人件費を見込み、地域協議会に配置することができます。

■事務員の業務は次の内容が想定されます。

- ☐ 会議の連絡調整、資料や会議録作成事務
- ☐ 事業計画書や事業報告書の作成事務
- ☐ 行政との連絡調整事務
- ☐ 地域ボランティア（おたすけ隊など）の調整事務
- ☐ その他、協議会に関する経理事務や庶務事務 など

- (1) 事務員の勤務条件や募集人数等は、活動状況に応じて、地域協議会が自主的に決定し、採用することとします。予算の範囲内であれば、事務員を複数人採用して、交代で事務を行うことも可能です。
- (2) 事務員は、それぞれの地域協議会で募集し、雇用又は委託契約することとします。雇用・委託契約についての詳細は、必要に応じて市と協議するものとします。

12. 地域協議会に関する各種会議体について

本市において、地域協議会の設立推進、活動の活性化につなげるために各種会議体を設置しています。会議ではそれぞれの立場の方による様々な意見交換がなされており、その結果に基づき、必要に応じて地域協議会の制度の見直しを行っています。

1) 小牧市地域協議会推進市民会議

委員 地域協議会、区長会、社会福祉協議会、民生・児童委員、保健連絡員、自主防災会連絡協議会、学校関係者、防災・福祉ボランティア団体、市民活動団体、学識経験者、公募委員

協議事項 地域協議会の設立推進、活動の活性化につながる方策について協議

2) 小牧市地域協議会代表者会議

参加者 各地域協議会の代表者2名以内

協議事項 地域協議会の先進事例の紹介、地域協議会間の情報共有 など

11. 地域協議会の規約

地域協議会の委員定数や部会の構成、運営方法などは、それぞれの地域協議会で個別に定めますが、次の項目については、全地域協議会の共通ルールとします。

項 目	規定する内容
設立の承認	・ 設立時には地域内のすべての区の承認と参加を得る。
構成員	・ 法人を含む地域内のすべての住民を構成員とする。
会計年度	・ 会計年度は4月1日から3月31日とする。
その他	・ 「交流促進型」と「課題解決型」の2種類に分けて行う。 ※削除（条例に設立要件などの記載があるため）

（個別ルールの例示）

- ・ 地域協議会の目的や事業内容に関する事項
- ・ 役員構成や定数、任期、部会構成など組織に関する事項
- ・ 総会や役員会などの会議や意思決定の手続きに関する事項
- ・ その他協議会の運営に必要な事項

13. その他

1) 備品購入について

地域協議会が実施する地域づくり事業に必要な備品や特殊な機材などについては、市と協議の上、予算化の後、交付金で地域協議会が購入し、管理することとします。

また、事務局設置に伴う備品購入費（机、椅子、電話、パソコン、プリンターなど）については、別途交付します。

2) 車両の取り扱いについて

車両が必要な事業を実施する場合は、原則、協力者の車両を利用することとしますが、車両提供者がいない場合は、レンタカーを借りることやリースをすることも可能とします。